

復興祈念公園の利用ルール（案）について

1 利用ルール検討の基本方針

復興祈念公園の利用に係る規制事項及び禁止事項については、既往の都市公園設置条例等を参考に、近隣住民の意向（参考資料 1）を踏まえて検討する。

2 利用ルール（案）

火気使用の許可を認めないほかは、市内にある公園の利用の利用と同様に、利用上の許可、禁止、制限を行う。

< 利用ルール案（第 6 回委員会参考資料 3） >

1 利用について市の許可を必要とすること

- (1) 行商や募金などの行為をすること。
- (2) 業として写真や映画やテレビを撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会や展示会、博覧会などの催しのため、公園を独占して利用すること。
- ~~(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。（削除）~~

2 禁止すること

- (1) 公園を損傷すること。公園を汚損すること。
- (2) 竹木を伐採すること。植物や土石の類を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲すること。鳥獣魚類を殺傷すること。
- (5) 張り紙や張り札をすること。広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れたり、そこへ停めたりすること。
- (8) たき火をしたり、火気を持ち遊んだり、その他危険な遊戯をしたりするなど公衆の利用に支障ある行為をすること。

3 その他（騒音の制限）

市長は、競技会、展示会、博覧会、興業、集会などの催物による拡声放送や明らかに騒音と認められるもので、市民生活の静穏を保持し難いと認められる場合は、これを禁止することまたは騒音防止に必要な措置をとらせることができる。